令和９年執行予定 京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙に係る
啓発事業の企画・運営業務受託事業者　募集要項

京都市選挙管理委員会事務局

1　事業趣旨

京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙の執行に当たり、広く有権者に選挙名・投票日等を周知するとともに投票参加を呼び掛けるため、独自性、話題性のある効果的な啓発事業を実施する必要があることから、プロポーザルを実施して受託事業者を選定するもの。

特に、若年層（１８～２９歳）及び子育て世代を重点ターゲットとし、重点ターゲット層がより選挙に関心を持ち、さらに投票所に足を運ぶような内容の啓発事業を行う。

2　参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴ 京都市競争入札参加有資格者名簿の「0023 広告」に登録されている者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有すると認められる者。

⑵ 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

⑶ 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

⑷ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

⑸ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

⑹ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3　業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4　委託期間

契約締結の日から令和９年４月３０日まで

※令和９年３月３１日までに事業実施が完了するものは令和８年度分、令和９年４月１日以降４月３０日までに事業実施が完了するものは令和９年度分として契約する。

5　委託金額の上限

１２，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6　受託事業者の選定等

⑴ 選定方法

提出された企画提案書及び応募者のプレゼンテーションに基づき、京都市選挙管理委員会事務局に設置する審査会（※）において審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を受託候補者として選定する。

また、応募者が１社のみであってもプロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

なお、受託候補者は提案の評価点が６０点以上の者から選定することとする。

（※）審査会は非公開とし、京都市選挙管理委員会事務局長、次長、選挙課長及び庶務係長の４名により構成する。

⑵ 審査の基準及び評価点

審査項目	評価のポイント	評価点
目的適合性	・選挙啓発の目的を果たし、多くの有権者に投票参加意欲を促すものであるか。 ・選挙離れが著しい若年層に対して有効に投票参加を促すものであるか。	３０
技術力	・独自性・話題性や斬新さがあるか。 ・企画提案に当たり、データや実績等に基づく根拠が示されているか。	２０
完成度	・実現性があるか（細部に至るまで完成度の高い事業の遂行ができるか。）。 ・実施・運営体制が確保されているか。 ・企画全体の充実度、完成度は高いか。	３０
経費	（全応募者中の最低見積金額／当応募者の見積金額）×１０点 ※小数点以下切り捨て	１０
市内の中小企業	京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か	１０
合計点数		１００

⑶ 選定結果の通知

選定結果は全ての応募者に対して文書で通知する。なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。

⑷ 審査後の手続き

審査会によって受託候補者に選定されたものと契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉することとする。

7　企画提案書等の提出

⑴ 参加意思確認書の提出

ア　提出資料

「プロポーザル参加表明書」（【第１号様式】／押印不要）に必要事項を記入のうえ、メール、持参又は郵送により提出すること。

※メールアドレス及び住所は、「10　企画提案書等の提出先・問合せ先」を参照ください。

イ　提出締切

令和８年１２月４日（金曜日）　午後５時必着（厳守）

⑵ 企画提案書等の提出

ア　提出資料（できる限りＡ版サイズで作成すること）

- 企画提案書（任意様式）　１１部
- 見積書（任意様式）　１部

本業務の実施に係る経費を記載し、内訳を明記すること。

- 会社概要（任意様式）１部
- 参加資格を証明する書類　各１部※京都市競争入札参加資格有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、上記に加えて、以下

の書類を提出すること。

No.	書類名	様式	注意事項
1	履歴事項全部証明書	（法務局に請求）	「現在事項証明書」は不可。
2	印鑑証明書	（法務局に請求）	－
3	納税証明書（国税等） ※納税証明書「その３の３」（法人税と消費税及び地方消費税）	（所在地を管轄する税務署に請求）	納税義務の有無に関わらず提出すること。
4	納税証明書（京都市税） ※法人市民税及び固定資産税	（各区役所・支所、市税事務所等に請求）	京都市税（法人市民税及び固定資産税）が課税されていない場合は提出不要。
5	調査同意書（水道料金・下水道使用料）	【第２号様式】	調査対象となる水道使用者名義の有無に関わらず提出すること。
6	誓約書	【第３号様式】（様式第１号（第３条、第４条及び第６条関係））	誓約書に記載された役員等の情報は、京都市暴力団排除条例第１６条に基づく暴力団員等及び暴力団密接関係者であるかどうかの照会のため、京都府警察本部に提供します。その他条例に基づく暴力団排除措置のために用いるものとし、それ以外の目的には使用しません。

※No.１～４は申請日前３箇月以内に発行のもの（写し可）。

イ　提出締切

令和８年１２月９日（水曜日）　午後５時必着（厳守）

ウ　提出方法

事前連絡のうえ持参すること（提出時に１０分程度で内容説明を行うこと）。

⑶ プレゼンテーションへの参加

審査会での審査の参考とするため、応募者によるプレゼンテーションを実施する。日時等の詳細は別途通知するので、提案内容について説明ができる者を出席させること。なお、プレゼンテーションの時間は、１社あたり３０分程度（提案２０分、質疑１０分）を予定している。

- 日時　令和８年１２月下旬頃　※日時は、後日連絡する。
- 場所　京都市役所内会議室を想定

⑷ 本募集内容についての問合せ

本募集内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募者に関する質問には応じない。

ア　問合せ方法

メールにより問い合わせること。メールの件名を「【問合せ】京都市議会議員一般選挙等に係る啓発事業の企画・運営業務について」とすること。様式は任意。

※メールアドレスは、「10　企画提案書等の提出先・問合せ先」を参照ください。

イ　問合せ期限

令和８年１１月１３日（金曜日）　午後５時（厳守）

ウ　回答方法

京都市情報館のホームページ上に、質問者に関する情報は伏せたうえで、令和８年１１月

２０日（金曜日）までに回答を掲載する。

8　受託業務実施に係る注意事項

⑴　業務実施に当たり必要となる各種資料作成、官公署等への各種申請手続、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、実施に必要な物品等の調達・管理等については、受託者の責任において行うものとする。

⑵　本事業の広報に努め、新聞・テレビ・ラジオ等に取り上げられるよう、積極的にプロモーションを行うこと。

⑶　業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、常に京都市選挙管理委員会と密接に連絡を取りその指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

9　その他

⑴　企画提案書等の作成・提出に要する経費は応募者の負担とし、提出された書類等は返却しない。

⑵　企画提案書等の提出時間は厳守のこと。指定の時間以外はいかなる理由があろうと一切受付けない。

⑶　業務の円滑な遂行のため、京都市からの求めがあった場合は受託者が責任を持って対応すること。

⑷　本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託者が責任を持って対応すること。

⑸　採用された企画、デザイン等に対する著作権等の知的財産は全て京都市に帰属するものとする。

⑹　当委員会では、以下の啓発事業を直接実施する予定のため、企画提案に当たっては重複しないように注意すること。

- 京都市営地下鉄の車内放送
- 京都市営地下鉄駅構内の駅業務掲示板へのポスター掲示
- 京都市営地下鉄及びバス車内におけるポスター掲示
- デジタルサイネージ（京都市営地下鉄京都駅・四条駅・北大路駅・山科駅）
- シティスケープ®（広告付き上屋）

⑺　令和９年度分の受託業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わず、契約を締結しない。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、これらの場合に、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、当委員会はその損害について一切負担しない。

10　企画提案書等の提出先・問合せ先

京都市選挙管理委員会事務局（担当：浅井（優）・今井）

- 住所　〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
- 電話　０７５－２２２－３５８９
- メールアドレス　senkyo@city.kyoto.lg.jp
- 受付時間　午前９時～午後５時（土曜、日曜及び祝日を除く。）

【参考】京都市競争入札等取扱要綱

第２条　競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

⑴　令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き１年以上当該営業を営んでいること。
(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
ア 所得税又は法人税
イ 消費税及び地方消費税
ウ 本市の市民税及び固定資産税
エ 本市の水道料金及び下水道使用料
(4) 工事の請負にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請負を除く。
（略）
(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
(6) 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと

第２９条　市長は、別に定めるところにより、競争入札有資格者及び共同企業体について、競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を行うことがある。

※　令とは地方自治法施行令のこと